その他告示

○総務省告示第三百三十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第一項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和七年九月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　群馬県沼田市材木町字滝棚1173―1　(472.00) (2)　群馬県利根郡みなかみ町師字大沢田810　(425.20)	北緯36度38分40秒東経139度02分54秒の地点と北緯36度40分33秒東経139度00分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　茨城県龍ケ崎市4200―1　(66.30) (2)　茨城県稲敷郡美浦村興津字向井982―1　(73.20)	北緯35度54分22秒東経140度11分13秒の地点と北緯35度55分17秒東経140度12分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分24秒東経140度12分30秒の地点と北緯35度55分29秒東経140度12分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度55分43秒東経140度12分54秒の地点と北緯35度55分54秒東経140度13分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分09秒東経140度13分27秒の地点と北緯35度56分19秒東経140度13分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度56分36秒東経140度14分02秒の地点と北緯35度57分22秒東経140度14分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度57分30秒東経140度15分09秒の地点と北緯35度57分35秒東経140度15分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度58分08秒東経140度15分58秒の地点と北緯35度58分21秒東経140度16分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度58分22秒東経140度16分15秒の地点と北緯35度58分53秒東経140度16分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度58分55秒東経140度16分56秒の地点と北緯35度59分28秒東経140度17分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町鎌倉字有ケ畑４　(308.35) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷67―２　(594.51)	北緯34度59分01秒東経135度20分45秒の地点と北緯34度58分21秒東経135度18分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　兵庫県川辺郡猪名川町大字猪淵字上本滝１―11　(301.27) (2)　兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷67―２　(594.51)	北緯34度52分38秒東経135度20分20秒の地点と北緯34度53分07秒東経135度20分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分12秒東経135度20分06秒の地点と北緯34度53分24秒東経135度20分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯34度53分35秒東経135度19分57秒の地点と北緯34度54分07秒東経135度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度54分12秒東経135度19分42秒の地点と北緯34度58分15秒東経135度18分04秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　兵庫県三田市大川瀬　(244.86) (2)　兵庫県神戸市灘区摩耶山町２―２　(724.06)	北緯34度55分53秒東経135度06分34秒の地点と北緯34度44分08秒東経135度12分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　茨城県水戸市大町３―４―４　(72.50) (2)　茨城県つくば市大字筑波字北裏１　(876.70)	北緯36度22分39秒東経140度28分04秒の地点と北緯36度13分35秒東経140度05分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都渋谷区神南２―２―１　(86.10) (2)　東京都墨田区押上１―１―２　(427.90)	北緯35度39分57秒東経139度41分50秒の地点と北緯35度40分24秒東経139度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分31秒東経139度43分17秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分53秒東経139度44分13秒の地点と北緯35度41分26秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度41分27秒東経139度45分41秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　東京都渋谷区神南２―２―１　(86.10) (2)　東京都墨田区押上１―１―２　(427.90)	北緯35度39分57秒０東経139度41分50秒２の地点と北緯35度40分24秒東経139度42分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分31秒東経139度43分17秒の地点と北緯35度40分47秒東経139度44分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度40分52秒東経139度44分13秒の地点と北緯35度41分26秒東経139度45分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度41分27秒東経139度45分41秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域